

佐賀県規則第20号

佐賀県職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和59年佐賀県規則第67号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(調整月額に順位を付す方法等)</p> <p>第4条の7 <u>第4条の6</u> (第4条の5の規定により同条各号に定める職員として在職していたものとみなされる場合を含む。)後段の規定により退職した者が同一の月において2以上の職員の区分に属していたこととなる場合には、その者は、当該月において、当該職員の区分のうち、調整月額が最も高い額となる職員の区分のみに属していたものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(条例第10条第1項に規定する知事が定める者)</p> <p>第10条の2 条例第10条第1項に規定する知事が定める者は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 地方公務員法第28条第4項の規定により失職(同法第16条第1号に該当する場合に限る。)又はこれに準ずる退職をした者</u></p> <p><u>(4)~(7) 略</u></p> <p>(受給期間延長の申出)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 前項に規定する申出は、条例第10条第1項に規定する理由に該当するに至った日の翌日から起算して<u>1箇月以内</u>にしなければならない。ただし、天災その他申出をしなかったことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。</p>	<p>(調整月額に順位を付す方法等)</p> <p>第4条の7 <u>前条</u> (第4条の5の規定により同条各号に定める職員として在職していたものとみなされる場合を含む。)後段の規定により退職した者が同一の月において2以上の職員の区分に属していたこととなる場合には、その者は、当該月において、当該職員の区分のうち、調整月額が最も高い額となる職員の区分のみに属していたものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(条例第10条第1項に規定する知事が定める者)</p> <p>第10条の2 条例第10条第1項に規定する知事が定める者は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3)~(6) 略</u></p> <p>(受給期間延長の申出)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 前項に規定する申出は、条例第10条第1項に規定する理由に該当するに至った日の翌日から、<u>基本手当に相当する退職手当の支給を受ける資格に係る退職の日の翌日から起算して4年を経過する日までの間</u>(同項の規定により加算された期間が4年に満たない場合は、当該期間の最後の日までの間)にしなければならない。</p>

改正前	改正後
<p>3～6 略</p> <p>(高年齢求職者給付金に相当する退職手当の支給等)</p> <p>第22条 第7条、第9条(第1項後段を除く。)、第10条(第1項後段を除く。)、第13条(第4項を除く。)、第14条、第15条及び第19条から第21条までの規定は、高年齢求職者給付金に相当する退職手当の支給等について準用する。この場合において、これらの規定中「条例第10条第1項又は第3項」とあるのは「条例第10条第5項又は第6項」と、「基本手当に相当する退職手当」とあるのは「高年齢求職者給付金に相当する退職手当」と、「受給資格証」とあるのは「高年齢受給資格証」と、「受給資格者」とあるのは「高年齢受給資格者」と、「失業者の退職手当受給資格証(様式第4号。）」とあるのは「失業者の退職手当高年齢受給資格証(様式第14号。）」と、「条例第10条第1項の規定」とあるのは「条例第10条第5項の規定」と、「失業認定申告書(様式第9号。）」とあるのは「高年齢受給資格者失業認定申告書(様式第15号。）」と、「同条第2項」とあるのは「同条第6項」と、「失業の認定を受けるべき日ごとに」とあるのは「失業の認定を受けるべき日に」と、「失業者退職手当支給申請書(様式第10号。）」とあるのは「高年齢求職者給付金に相当する退職手当支給申請書(様式第16号。）」と、「雇用保険法第19条及び第32条から第34条まで」とあるのは「雇用保険法第33条第1項及び第2項並びに第34条第1項」と、「条例第10条第1項に規定する期間内(在職票の交付を受けた者にとっては、当該在職票に係る退職の日の翌日から起算して1年の期間内)に」とあるのは「当該退職票又は在職票に係る退職の日の翌日から起算して1年を経過する日までに、高年齢求職者給</p>	<p>ただし、天災その他申出をしなかったことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。</p> <p>3～6 略</p> <p>(高年齢求職者給付金に相当する退職手当の支給等)</p> <p>第22条 第7条、第9条(第1項後段を除く。)、第10条(第1項後段を除く。)、第13条(第4項を除く。)、第14条、第15条及び第19条から前条までの規定は、高年齢求職者給付金に相当する退職手当の支給等について準用する。この場合において、これらの規定中「条例第10条第1項又は第3項」とあるのは「条例第10条第5項又は第6項」と、「基本手当に相当する退職手当」とあるのは「高年齢求職者給付金に相当する退職手当」と、「受給資格証」とあるのは「高年齢受給資格証」と、「受給資格者」とあるのは「高年齢受給資格者」と、「失業者の退職手当受給資格証(様式第4号。）」とあるのは「失業者の退職手当高年齢受給資格証(様式第14号。）」と、「条例第10条第1項の規定」とあるのは「条例第10条第5項の規定」と、「失業認定申告書(様式第9号。）」とあるのは「高年齢受給資格者失業認定申告書(様式第15号。）」と、「同条第2項」とあるのは「同条第6項」と、「失業の認定を受けるべき日ごとに」とあるのは「失業の認定を受けるべき日に」と、「失業者退職手当支給申請書(様式第10号。）」とあるのは「高年齢求職者給付金に相当する退職手当支給申請書(様式第16号。）」と、「雇用保険法第19条及び第32条から第34条まで」とあるのは「雇用保険法第33条第1項及び第2項並びに第34条第1項」と、「条例第10条第1項に規定する期間内(在職票の交付を受けた者にとっては、当該在職票に係る退職の日の翌日から起算して1年の期間内)に」とあるのは「当該退職票又は在職票に係る退職の日の翌日から起算して1年を経過する日までに、高年齢求職者給</p>

改正前	改正後
付金に相当する退職手当の支給を受けることなく」と読み替えるものとする。	付金に相当する退職手当の支給を受けることなく」と読み替えるものとする。

様式第2号の(裏)を次のように改める。

(裏)

退職事由
【退職事由は所定給付日数・給付制限の有無に影響を与える場合がありますので、適正に記入してください。】

所属長 記載欄	退職者 記載欄	退 職 の 事 由
		<p>1 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生ずることによるもの</p> <p>2 定年、任用期間満了等によるもの</p> <p>(1) 定年による退職(定年 歳)</p> <p>(2) 任用期間満了による退職</p> <p>3 任命権者からの働きかけによるもの</p> <p>(1) 懲戒免職等処分</p> <p>(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職又はこれに準ずる退職</p> <p>(3) 地方公務員法第28条第1項第2号の規定による免職又はこれに準ずる処分</p> <p>(4) 地方公務員法第28条第1項第1号若しくは第3号の規定による免職又はこれに準ずる処分</p> <p>(5) 退職勧奨</p> <p>4 職場における事情に起因する退職</p> <p>(1) 勤務していた公署又は事務所の移転により通勤困難となったため</p> <p>(2) 公務上の傷病による退職</p> <p>5 職員の個人的な事情に起因する退職</p> <p>(1) 職務に耐えられない体調不良、けが等があったため</p> <p>(2) 妊娠、出産、育児等を行う必要があったため</p> <p>(3) 家庭の事情の急変(父母の扶養、親族の介護等)があったため</p> <p>(4) 配偶者等との別居生活が継続困難となったため</p> <p>(5) 転居により通勤困難となったため</p> <p>(新住所：)</p> <p>(6) その他(具体的に)</p> <p>6 その他(1～5のいずれにも該当しない場合)</p> <div data-bbox="466 1599 1362 1727" style="border: 1px solid black; padding: 5px;">具体的事情記載欄(所属長用)</div>
備 考		

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和元年12月14日から施行する。ただし、第4条の7第1項、第12条第2項及び第22条の改正規定は、公布の日（次項において「公布日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の佐賀県職員の退職手当に関する条例施行規則第12条第2項の規定は、同規則第7条に規定する退職手当の支給を受ける資格に係る退職の日の翌日から起算して4年を経過する日が公布日以後にある者からの申出について適用し、当該退職の日の翌日から起算して4年を経過する日が公布日前にある者からの申出については、なお従前の例による。